

SHARING TECHNOLOGY

シェアリングテクノロジー株式会社

証券コード：3989

第13期 定時株主総会招集ご通知

日時

2019年12月19日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時30分)

場所

名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会
2階 201号室

(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください)

決議
事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社第13期定時株主総会を2019年12月19日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けさせていただきます。
今後も引き続き変らぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役 共同経営者 篠 昌義
代表取締役 共同経営者 森吉 寛裕

MISSION

新たな仕組みで、安心な暮らしを、

私たちは、「お困りごと」が発生したとき
少しでも早く安心していただく、
また当社のサービスがあることで「お困りごと」が起きて大丈夫と
安心して暮らせる、そんな世界を目指します。
これまでもこれからも、
社会のニーズにあわせサービスを進化させ続けます。

証券コード：3989
2019年12月4日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
シェアリングテクノロジー株式会社
代表取締役 共同経営者 篠 昌義
代表取締役 共同経営者 森吉寛裕

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年12月18日(水曜日)午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月19日(木曜日)午前10時(午前9時30分受付開始)
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 2階 201号室
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第13期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第13期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
 - (1)事業報告「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - (2)連結計算書類「連結持分変動計算書」「連結注記表」
 - (3)計算書類「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただきます。
 4. 本総会の決議結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト*に掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。

※当社ウェブサイト <https://www.sharing-tech.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2019年12月19日(木曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使

行使期限

2019年12月18日(水曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、業務執行の効率性のさらなる向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。監査等委員会設置会社への移行によって、当社は、経営・監督と業務執行の分離を推進し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めてまいります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社定款を以下のとおり変更するものです。

- (1)監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に係る規定の新設、監査役会及び監査役に係る規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設等を行うものです。
- (2)その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結のときをもって効力が発生するものといたします。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機関の設置)	(機関の設置)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会	(1)取締役会
(2)監査役	(削 除)
(3)監査役会	(削 除)
(新 設)	(2)監査等委員会
(4)会計監査人	(3)会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。	第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条 当社の株主名簿への記載又は記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。	第10条 当社の株主名簿への記載または記録、その他の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。
(基準日)	(基準日)
第11条 当社は、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。	第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第14条 (条文省略) 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。	第14条 (現行どおり) 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。
(決議の方法)	(決議の方法)
第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 (条文省略)	第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 <u>当社の取締役(監査等委員である者を除く。)</u>は、5名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 <u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>及び<u>監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 <u>取締役(監査等委員である者を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略) (取締役会の決議等の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>2 取締役又は監査役が、取締役の全員に対して、取締役に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役に關する事項は、法令又は本定款のほか、取締役に於いて定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞與其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第25条 (現行どおり) (取締役会の決議等の省略)</p> <p>第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>2 取締役が、取締役の全員に対して、取締役に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役に關する事項は、法令または本定款のほか、取締役に於いて定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役(監査等委員である者を除く。)<u>及び監査等委員である取締役の報酬、賞與其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略) 2 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(報酬等) 第33条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第34条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第35条 <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第37条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会議事録) 第38条 <u>監査役会の議事については、法務省で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規則) 第39条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第31条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(常勤の監査等委員) 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	(監査等委員会規程) 第33条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章 計 算	第6章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第40条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までの年1期とする。	第34条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。
第41条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月末日とする。	第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月末日とする。	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
第43条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。

また、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

もりよし のぶひろ	再任		
1. 森吉 寛裕	(1989年8月29日生)	所有する当社の株式数	900株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 4月 株式会社ジャフコ 入社

2018年 4月 当社 入社

2018年12月 当社 取締役CFO 経営戦略室長就任

2019年 2月 当社 代表取締役 共同経営者就任 経営全般担当(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 森吉寛裕氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 篠 昌義 (1984年11月5日生)

しの

まさよし

再任

所有する当社の株式数 7,800株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年12月 有限責任監査法人トーマツ 入所
 2015年10月 税理士法人平成会計社 入所
 2016年 8 月 当社 入社
 2016年 8 月 当社 取締役CFO就任
 2017年 9 月 当社 取締役CFO 管理本部長就任
 2018年 8 月 当社 取締役副社長就任 経営全般担当
 2019年 2 月 当社 代表取締役 共同経営者就任 経営全般担当(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 篠 昌義氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 植田 栄作 (1991年1月8日生)

うえだ

えいさく

再任

所有する当社の株式数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年12月 当社 入社
 2018年 8 月 当社 取締役 マーケティング事業部長就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 植田栄作氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あさ い ひろ お
1. 浅井 啓雄 (1983年8月7日生) 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 9月 楽天株式会社 入社
2012年 2月 有限責任あずさ監査法人 入所
2016年 7月 柴田会計事務所 入所
2016年10月 当社 取締役就任(現任)
2019年 6月 浅井啓雄公認会計士・税理士事務所 代表(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 浅井啓雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 善利 友一 (1985年9月21日生)

ぜんり ゆういち

新任 社外 独立

所有する当社の株式数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年12月 虎ノ門法律経済事務所 入所(現任)

2017年 8月 株式会社オールハーツ・カンパニー 社外監査役就任(現任)

2017年12月 当社 監査役就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 善利友一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 守山 慧 (1986年4月4日生)

もりやま さとし

新任 社外

所有する当社の株式数 0株

● 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 6月 株式会社エムハンド 入社

2016年 7月 個人事業としてコンサルティング業務開始

2017年 9月 株式会社REPLUS設立 代表取締役就任(現任)

2018年 5月 当社 取締役就任(現任)

● 特別の利害関係

取締役候補者 守山 慧氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 浅井啓雄氏、善利友一氏及び守山慧氏は社外取締役候補者であります。
2. 浅井啓雄氏は、監査法人、会計事務所における経験と見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって3年2か月であります。当社は、浅井啓雄氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 善利友一氏は、弁護士として法律に関する高い経験と見識を有しており、社外取締役としての監査機能の実効性を高めていただくため、社外取締役として選任するものであります。当社は、善利友一氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 守山慧氏は、IT業界の幅広い知見や経験をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、同氏の豊富な経験と実績を基盤とし、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任しております。なお、同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結のときをもって1年7か月であります。当社は、守山慧氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 浅井啓雄氏及び善利友一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、本議案が承認可決され社外取締役として就任した場合、新たに独立役員とする予定であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2015年12月31日開催の第9期定時株主総会において、年額2億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、あらためて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を年額2億円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額5,000万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

(添付書類)

事業報告

第13期 (2018年10月1日から2019年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

前連結会計年度において行った企業結合について、暫定的な会計処理を行っておりましたが、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に確定したため、前連結会計年度との比較・分析にあたっては、暫定的な会計処理の確定による見直し後の金額を用いております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、米中貿易摩擦の長期化や中東情勢の悪化による不安定な株式市場、10月の消費税増税等から消費マインドが悪化に向かうリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続いています。

このような状況の下、当社グループは、引き続き主力のWEB事業に戦略的に経営資源を投入することで、持続的成長に向けた経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は7,907,465千円(前年同期4,727,669千円、前年同期比67.3%増)、営業損失は432,922千円(前年同期は535,625千円の営業利益)、親会社の所有者に帰属する当期損失は559,377千円(前年同期は697,349千円の当期利益)となりました。なお、前年の営業利益には、連結子会社3社取得に伴う一時的な割安購入益1,128,339千円が含まれております。

売上収益	7,907,465千円
営業損失	432,922千円
親会社の所有者に帰属する当期損失	559,377千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は574,917千円であります。主な設備投資としましては、当社の『Mover』を始めとする事業拡充の投資によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社グループの当連結会計年度における主な資金調達の状況につきましては、金融機関からの借入及び社債発行により、1,550,000千円調達いたしました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	国際会計基準(IFRS)	
	第12期 2018年9月期	第13期 (当連結会計年度) 2019年9月期
売上収益(千円)	4,727,669	7,907,465
親会社の所有者に 帰属する当期利益(△は損失)(千円)	697,349	△559,377
基本的1株当たり当期利益(△は損失)	38円85銭	△30円77銭
資産合計(千円)	10,204,579	8,910,827
資本合計(千円)	2,033,922	1,449,790

- (注) 1. 第12期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。
2. 前連結会計年度において行った企業結合について、暫定的な会計処理を行っていましたが、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に確定したため、前連結会計年度については暫定的な会計処理の確定後の金額を記載しております。
3. 当社グループは、2018年8月6日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して基本的1株当たり当期利益(△は損失)を算定しております。
4. 基本的1株当たり当期利益(△は損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	日本基準			
	第10期 2016年9月期	第11期 2017年9月期	第12期 2018年9月期	第13期(当期) 2019年9月期
売 上 高 (千円)	1,141,757	1,754,467	2,973,361	4,167,028
経 常 利 益 (△は損失) (千円)	55,805	389,928	△346,902	△358,154
当期純利益(△は損失) (千円)	21,392	268,128	△259,284	△511,112
1株当たり当期純利益(△は損失)	1円42銭	16円93銭	△14円44銭	△28円12銭
総 資 産 (千円)	645,778	2,152,085	6,976,213	6,414,339
純 資 産 (千円)	234,269	1,405,304	1,075,600	566,220

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△は損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 当社は2017年4月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△は損失)を算定しております。
3. 当社は2018年8月6日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△は損失)を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な経営課題と認識し、事業展開を図る方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① ポータルサイト『生活110番』の集客力の向上

当社のWEB事業では、ポータルサイト『生活110番』とジャンルごとの専門性が高いバーティカルメディアサイトの運営を主として行っております。

今後、当社がさらなる集客力強化を図るためには、ポータルサイトのコンテンツ強化及びブランディングの向上が不可欠であると認識しております。コンテンツ強化及びブランディングの向上に伴い集客力が向上すれば、リスティング広告(注1)をはじめとする有料広告経由の集客だけでなく、オーガニック検索(注2)経由の集客力強化が見込まれるため、さらなる事業拡大、広告費効率及び利益率の向上が可能になると認識しております。

この課題に対応するため、当社ではコンテンツへの投資を継続するとともに、テレビCM等を利用したブランディングにより一層の集客力や収益性の強化を図ってまいります。

- (注)1. リスティング広告とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、その検索キーワードに連動して表示される広告を指します。
2. オーガニック検索とは、GoogleやYahoo!等の検索エンジンで、ユーザーがあるキーワードで検索した際に、表示される検索結果のうちリスティング広告等の広告枠でない部分を指します。

② 既存サービスの収益拡大

当社は、加盟店各スタッフのGPS情報を活用した基幹システム『Mover』を開発いたしました。長期的な成長を持続し、発展・拡大をさせていくために、さらなるマッチングの効率化と導入ジャンルの拡大に取り組んでおります。

『暮らしのお困りごと』をよりスピーディーに、もれなく受注・解決するためのインフラを目指し、十分な施策を講じられるよう優秀な人材の確保に努めるとともに、蓄積されたノウハウを活用することで、既存サービスの収益拡大を図ってまいります。

③ 優良な加盟店ネットワークの拡充

当社は、社内規程による審査やユーザー情報に基づく加盟店評価を通じて3,721店(2019年9月30日時点)の加盟店ネットワークを築いており、当該ネットワークがユーザーに対する良質なサービス提供の源泉であると認識しております。また、大型台風襲来等の非常時には、当社ならではの全国に展開する加盟店ネットワークを活用し、他の都道府県からも応援に駆けつけていただけるよう、取り次ぎを行っております。今後の継続的な発展及び経営基盤の安定を図るため、引き続き加盟店との関係性強化を推進してまいります。

④ お客様満足度の向上

当社は、お客様にお困りごとが発生したときに少しでも早く安心していただくため、日々現場からのニーズを当社サービスプラットフォームとシステムに反映するとともに、加盟店のサービス水準のさらなる向上に努めております。その結果、クレーム率は約0.3~0.4%と極めて低値に推移しております。引き続きお客様満足のためにサービス向上に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループが今後さらなる事業拡大を図るためには、各種業務の標準化と効率化の徹底を図ることにより事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのために当社グループは、内部統制グループを中心に、従業員に対し業務フローやコンプライアンス等を周知徹底させ、内部管理体制を強化するとともに、各種業務の標準化と効率化を図ってまいります。

⑥ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保及び当社グループの成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。教育体制の整備を進め人材の定着と能力の底上げを行っていくとともに、継続的な採用活動を通じて、当社グループの企業理念、風土にあった人材の登用を進めてまいります。

⑦ システムの安定的な稼働

当社のポータルサイト『生活110番』及びバーティカルメディアサイトは、WEB上で運営されており、より快適な状態でユーザーにサービスを提供するにはシステムを安定的に稼働させ、問題が発生した場合には適時に解決する必要があると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保・拡充に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年9月30日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社リアブロード	152,350千円	100.0%	海外留学サービス「スマ留」の運営
電子プリント工業株式会社	30,000千円	100.0%	電子回路の設計及びプリント配線板の製造・販売
株式会社名泗コンサルタント	18,000千円	100.0%	不動産売買、賃貸、仲介及び建売業
塩谷硝子株式会社	40,000千円	100.0%	ガラス製品、プラスチック製品の製造及び販売

(7) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

WEB事業

WEBマーケティングサービス及びWEBコンサルティングサービス

投資事業

製造業、不動産業及び民泊型ホテルの運営

(注)子会社の主要な事業内容につきましては、(6)重要な子会社の状況をご参照ください。

(8) 主要な事業所 (2019年9月30日現在)

① 当社

本社	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F
東京オフィス	東京都千代田区丸の内3-2-2 丸の内二重橋ビル2F

② 子会社

株式会社リアブロード	東京都新宿区新宿2-5-10 成信ビル3F
電子プリント工業株式会社	兵庫県尼崎市潮江1-3-30 KDIビル4F
株式会社名泗コンサルタント	三重県四日市市久保田1-5-41
塩谷硝子株式会社	愛知県春日井市六軒屋町西3-3-26

(9) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

当社グループの合計従業員数は、346名(パートタイマー238名を除く)であります。

(10) 主要な借入先 (2019年9月30日現在)

(単位：千円)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	935,000
株式会社愛知銀行	572,103

(注) 借入額には、下記社債が含まれております。

株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定の無担保社債 840,000千円

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項(2019年9月30日現在)

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 18,187,808株 (自己株式219,592株を除く) |
| ③ 株主数 | 8,328名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
引字 圭祐	3,726,600株	20.4%
綿引 一	2,142,600株	11.7%
野村信託銀行株式会社(投信口)	663,300株	3.6%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	477,100株	2.6%
立花証券株式会社	439,400株	2.4%
榑原 暢宏	399,900株	2.1%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASH/PB)	399,400株	2.1%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GC M CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	266,576株	1.4%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	226,100株	1.2%
株式会社SBI証券	224,934株	1.2%

(注) 持株比率は、自己株式(219,592株)を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sharing-tech.jp/>)に掲載しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項 (2019年9月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 共 同 取 締 役	森 吉 寛 裕	経営全般
代 表 取 締 役 共 同 取 締 役	篠 昌 義	経営全般
取 締 役	植 田 栄 作	マーケティング事業部長
取 締 役	浅 井 啓 雄	浅井啓雄公認会計士・税理士事務所 代表
取 締 役	松 井 知 行	春馬・野口法律事務所 弁護士 トビラシステムズ株式会社 社外取締役 非常勤 監査等委員 株式会社アールプランナー 社外監査役
取 締 役	守 山 慧	株式会社REPLUS 代表取締役
常 勤 監 査 役	鈴 木 快	—
監 査 役	善 利 友 一	虎ノ門法律経済事務所 弁護士 株式会社オールハーツ・カンパニー 社外監査役
監 査 役	西 本 俊 介	新生綜合法律事務所 弁護士 JOE'S SHANGHAI JAPAN 社外取締役

- (注) 1. 取締役の浅井啓雄氏、松井知行氏及び守山慧氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役の鈴木快氏、監査役の善利友一氏及び西本俊介氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役の浅井啓雄氏、松井知行氏、社外監査役の鈴木快氏、善利友一氏及び西本俊介氏を、取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び 重要な兼職の状況
引 字 圭 祐	2019年6月30日	辞任	取締役 会長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	7名	64,320千円	(うち社外 3名 9,120千円)
監査役	3名	11,400千円	(うち社外 3名 11,400千円)

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は3名)、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。上記の対象となる役員の数と相違しておりますのは、2019年6月30日付で退任した1名が含まれているためであります。
2. 役員報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・取締役浅井啓雄氏は、浅井啓雄公認会計士・税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役松井知行氏は、春馬・野口法律事務所弁護士、トビラシステムズ株式会社社外取締役非常勤監査等委員、株式会社アールプランナー社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、当社は同氏が所属する春馬・野口法律事務所と顧問契約及び委任契約を締結しておりますが、当社が前事業年度に同所に支払った報酬額は僅少であるため、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
- ・取締役守山慧氏は、株式会社REPLUS代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木快氏は、重要な兼職先はありません。
- ・監査役善利友一氏は、虎ノ門法律経済事務所弁護士、株式会社オールハーツ・カンパニー社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西本俊介氏は、新生綜合法律事務所弁護士、JOE'S SHANGHAI JAPAN社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	浅井 啓雄	当事業年度に開催した取締役会19回すべてに出席し、IT業界での経験や公認会計士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。
社外取締役	松井 知行	当事業年度に開催した取締役会19回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地に基づき、当社経営を適切に監督するとともに、企業法務・経営全般に関して適宜発言を行い、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。
社外取締役	守山 慧	当事業年度に開催した取締役会19回すべてに出席し、IT業界での経験や経営経験等幅広い知見と経験から、取締役会において意思決定にかかわる意見やアドバイスを述べております。
社外監査役	鈴木 快	当事業年度に開催した取締役会19回すべてに出席し、また監査役会13回すべてに出席し、内部監査業務の経験や監査法人での勤務経験等専門的な知見と経験から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見やアドバイスを述べ、また、監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。
社外監査役	善利 友一	当事業年度に開催した取締役会19回すべてに出席し、また監査役会13回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築の観点から有益な意見やアドバイスを述べ、また監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。
社外監査役	西本 俊介	当事業年度に開催した取締役会19回すべてに出席し、また監査役会13回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験や専門的見地から当社のコンプライアンス体制の構築の観点から有益な意見やアドバイスを述べ、また監査役会において監査結果及び監査に関する重要事項について意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：千円)

	支払額
監査証明業務に基づく報酬	92,000
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	102,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 上記監査証明に基づく報酬は、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が含まれております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sharing-tech.jp/>)に掲載しております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に財務体質の強化及び事業の拡大を経営上の重要課題として認識しております。

当社は未だ成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中に記載の金額等は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,650,987	流 動 負 債	2,986,783
現金及び現金同等物	2,116,954	営業債務及びその他の債務	599,990
営業債権及びその他の債権	784,403	借入金及び社債	1,792,712
棚卸資産	901,387	未払法人所得税等	37,591
その他の金融資産	615,786	契約負債	205,443
その他の流動資産	232,455	その他の流動負債	351,045
非流動資産	4,259,840	非流動負債	4,474,253
有形固定資産	1,392,555	借入金及び社債	4,195,106
投資不動産	452,942	その他の金融負債	11,457
のれん	597,127	引当金	108,746
無形資産	918,933	繰延税金負債	143,756
その他の金融資産	823,027	その他の非流動負債	15,185
繰延税金資産	46,456		
その他の非流動資産	28,795		
		負 債 合 計	7,461,036
		資 本 の 部	
		親会社の所有者に帰属する持分	1,471,568
		資 本 金	674,685
		資 本 剰 余 金	677,705
		自 己 株 式	△290,364
		利 益 剰 余 金	430,412
		その他の資本の構成要素	△20,870
		非 支 配 持 分	△21,778
		資 本 合 計	1,449,790
資 産 合 計	8,910,827	負 債 ・ 資 本 合 計	8,910,827

連結損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	7,907,465
売 上 原 価	2,939,034
売 上 総 利 益	4,968,431
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,527,816
そ の 他 の 収 益	172,736
そ の 他 の 費 用	46,273
営 業 損 失	432,922
金 融 収 益	4,931
金 融 費 用	52,193
税 引 前 損 失	480,184
法 人 所 得 税 費 用	96,544
当 期 損 失	576,728
当 期 損 失 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	559,377
非 支 配 持 分	17,350

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,901,167	流動負債	2,441,323
現金及び預金	1,333,930	関係会社短期借入金	690,000
売掛金	423,761	1年内返済予定の長期借入金	790,404
商品	731	1年内償還予定の社債	435,000
貯蔵品	345	未払金	268,532
前払費用	68,913	未払費用	104,430
関係会社短期貸付金	55,000	未払法人税等	16,365
未収入金	3,978	未払消費税等	58,124
未収還付法人税等	2,261	賞与引当金	49,036
その他	15,399	その他	29,430
貸倒引当金	△3,153	固定資産	3,406,795
固定資産	4,513,171	社債	1,567,500
有形固定資産	208,142	長期借入金	1,730,549
建物附属設備(純額)	164,071	資産除去債務	108,746
工具、器具及び備品(純額)	44,071		
無形固定資産	1,181,735	負債合計	5,848,118
ソフトウェア	132,731	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定のれん	591,356	株主資本	548,509
	457,647	資本金	674,685
投資その他の資産	3,123,293	資本剰余金	639,685
投資有価証券	210,801	資本準備金	639,685
関係会社株式	2,408,014	利益剰余金	△475,496
出資金	40	その他利益剰余金	△475,496
関係会社長期貸付金	40,000	繰越利益剰余金	△475,496
破産更生債権等	10,705	自己株式	△290,364
長期前払費用	24,703	新株予約権	17,711
繰延税金資産	113,728		
差入保証金	326,005	純資産合計	566,220
貸倒引当金	△10,705	負債・純資産合計	6,414,339
資産合計	6,414,339		

損益計算書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,167,028
売上原価		176,136
売上総利益		3,990,892
販売費及び一般管理費		4,325,575
営業損失		334,682
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	951	
償却債権取立益	60	
雑収入	9,031	10,044
営業外費用		
支払利息	16,926	
社債利息	4,828	
社債発行費	10,532	
雑損失	1,228	33,516
経常損失		358,154
特別利益		
固定資産売却益	37	37
特別損失		
投資有価証券評価損	59,277	
関係会社株式評価損	3,116	62,394
税引前当期純損失		420,510
法人税、住民税及び事業税	6,945	
法人税等調整額	83,655	90,601
当期純損失		511,112

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 昌 美 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 周 二 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、シェアリングテクノロジー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 川 昌 美 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 本 周 二 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シェアリングテクノロジー株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月20日

シェアリングテクノロジー株式会社 監査役会
 常勤監査役(社外) 鈴木 快 ㊟
 監 査 役(社外) 善 利 友 一 ㊟
 監 査 役(社外) 西 本 俊 介 ㊟

以 上

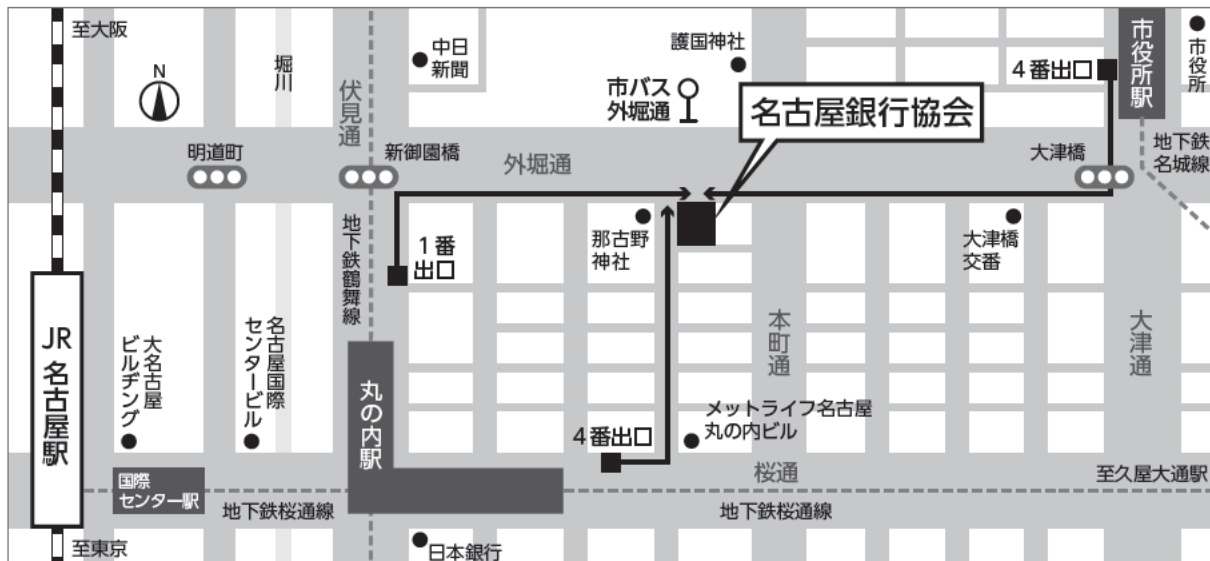
株主総会会場 ご案内図



名古屋銀行協会 2階 201号室

所在地 名古屋市中区丸の内
二丁目4番2号

TEL 052-231-7851 (代表)



周辺アクセス

お願い：当日は駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

地下鉄でご来場の方

- 桜通線「丸の内駅」4番出口より徒歩 約6分
- 鶴舞線「丸の内駅」1番出口より徒歩 約6分
- 名城線「市役所駅」4番出口より徒歩 約8分

市営バスでご来場の方

- 名古屋駅（8番のりば）幹名駅1系統・名駅14系統
「外堀通」バス停下車すぐ

シェアリングテクノロジー株式会社

〒450-6319 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋19F
TEL 052-414-5919

